

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和四年八月一日から適用する。

令和四年七月二十九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十二 (略)</p> <p>二十三 子宮内膜受容能検査1</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二十四〇二十六 (略)</p> <p>二十七 子宮内細菌叢検査2</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであって、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)、慢性子宮内膜炎が疑われるもの又は難治性細菌性膣症</p> <p>ロ (略)</p> <p>二十八 子宮内膜受容能検査2</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであって、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p> <p>② 産婦人科専門医であり、かつ、生殖医療専門医であること。</p> <p>③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科を標榜してい</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十二 (略)</p> <p>二十三 子宮内膜受容能検査</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二十四〇二十六 (略)</p> <p>二十七 子宮内細菌叢検査2</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>不妊症(これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)、慢性子宮内膜炎が疑われるもの又は難治性細菌性膣症</p> <p>ロ (略)</p> <p>(新設)</p>

ること。

② 実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④ 緊急の場合その他当該療養について必要な場合に対応するため、他の保険医療機関との連携体制を整備していること。

⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑨ 検査を委託して実施する場合には、衛生検査所であつて、当該検査の実施に当たり適切な医療機器等を用いるものに委託すること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇十二 (略)

十三 削除

十四 (略)

十五 削除

十六〇二十 (略)

二十一 削除

こと。

② 実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④ 緊急の場合その他当該療養について必要な場合に対応するため、他の保険医療機関との連携体制を整備していること。

⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑨ 検査を委託して実施する場合には、衛生検査所であつて、当該検査の実施に当たり適切な医療機器等を用いるものに委託すること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇十二 (略)

十三 重粒子線治療 肝細胞がん(初発のものであつて、肝切除術、肝移植術、エタノールの局所注入、マイクロ波凝固法又はラジオ波焼灼療法による治療が困難であり、かつChild

— P u g h分類による点数が七点未満のものに限る。)

十四 (略)

十五 ゲムシタビン静脈内投与及び重粒子線治療の併用療法 臓がん(遠隔転移しておらず、かつ、TNM分類がT4のものに限る。)

十六〇二十 (略)

二十一 S—1内服投与、シスプラチン静脈内投与及びパクリタ

二十二～二十七 (略)

二十八 削除

二十九～六十二 (略)

六十三 タクロリムス投与療法 不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであつて、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)

第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

一 (略)  
二 削除

三～九 (略)

キセル腹腔内投与の併用療法 腹膜播種を伴う初発の胃がん

二十二～二十七 (略)

二十八 重粒子線治療 直腸がん(術後に再発したものであつて、骨盤内に限局するものに限る。)

二十九～六十二 (略)  
(新設)

第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

一 (略)  
二 リツキシマブ静脈内投与療法 難治性天疱瘡(ステロイド抵抗性)のもの又はステロイドを減量する過程で再燃したものに限る。)

三～九 (略)